

藤沢市都市計画提案評価検討会議設置要綱 新旧対照条文（案）

改正案	現行
<p>(目的及び設置)</p> <p><u>第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の3及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第38条の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る市の判断にあたり必要な評価</u>を行うため、藤沢市都市計画提案評価検討会議（以下「<u>評価</u>検討会議」という。）を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p><u>第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の3の規定に基づく同法第21条の2第1項又は第2項の規定による都市計画の決定又は変更の提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの市の判断及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第38条の規定に基づく同法第37条第1項の規定による都市計画の決定又は変更の提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をするかどうかの市の判断（以下「<u>計画提案に対する市の判断</u>」と総称する。）</u>を行うため、藤沢市都市計画提案評価検討会議（以下「<u>検討会議</u>」という。）を設置する。</p>
	<p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条 検討会議は、計画提案に対する市の判断に関し必要な事項について調査審議する。</u></p>
<p>(組織)</p> <p><u>第2条 評価</u>検討会議は、議長及び委員をもって組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p><u>第3条</u> 検討会議は、議長及び委員をもって組織する。</p>
<p>(議長)</p> <p><u>第3条</u> 議長は、計画建築部を担当する<u>副市長</u>をもって充てる。</p> <p>2 議長は、会務を総理する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>(議長)</p> <p><u>第4条</u> 議長は、計画建築部を担当する<u>助役</u>をもって充てる。</p> <p>2 議長は、会務を総理する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p>

<p>(委員)</p> <p><u>第4条</u> 委員は、次に掲げる者をもって充てる。<u>ただし、議長は、必要に応じてその都度これら以外の者を委員として評価検討会議に参加させることができる。</u></p> <p>(1) 企画<u>政策</u>部長</p> <p>(2) 計画建築部長</p> <p>(3) 都市整備部長</p> <p><u>(4) 道路河川部長</u></p> <p><u>(5) 下水道部長</u></p>	<p>(委員)</p> <p><u>第5条</u> 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p><u>(1) 総務部長</u></p> <p><u>(2) 企画部長</u></p> <p><u>(3) 財務部長</u></p> <p><u>(4) 市民自治部長</u></p> <p><u>(5) 福祉健康部長</u></p> <p><u>(6) 環境部長</u></p> <p><u>(7) 経済部長</u></p> <p><u>(8) 計画建築部長</u></p> <p><u>(9) 都市整備部長</u></p> <p><u>(10) 土木部長</u></p> <p><u>(11) 教育総務部長</u></p> <p><u>(12) 生涯学習部長</u></p>
<p>(<u>評価検討会議</u>)</p> <p><u>第5条</u> <u>評価検討会議は、議長が招集する。</u></p> <p><u>2 評価検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</u></p> <p><u>3 評価検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p>(<u>会議の招集</u>)</p> <p><u>第6条</u> <u>検討会議は、議長が招集する。</u></p>
<p>(意見の聴取)</p> <p><u>第6条</u> 議長は、必要に応じ、審議事項に係る課等の長の出席</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p><u>第7条</u> 議長は、必要に応じ、審議事項に係る課等の長の出席</p>

を求め、その意見を聴くことができる。	を求め、その意見を聴くことができる。
(庶務) <b>第7条</b> <b>評価</b> 検討会議の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。	(庶務) <b>第8条</b> 検討会議の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。
(委任) <b>第8条</b> この要綱に定めるもののほか、 <b>評価</b> 検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が <b>評価</b> 検討会議に諮って定める。	(委任) <b>第9条</b> この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が検討会議に諮って定める。